

# 第3章

## 困難を有する子ども・若者や その家族の支援

様々な困難を有するが故に特別な支援が必要な子ども・若者がいる。その困難は、ニート、ひきこもり、不登校など社会生活を円滑に営む上での困難や、障害、虐待をはじめとする犯罪被害、定住外国人であることなど多岐にわたっていることから、それぞれに必要な支援を行っている。非行や犯罪に陥った子ども・若者については、その抱える困難に配慮し、社会の一員として立ち直ることができるよう支援している。

### 第1節 困難な状況ごとの取組

#### 1 ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援等

##### (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するための取組（内閣府、文部科学省、厚生労働省、各省庁）

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、ニートやひきこもり、不登校といった社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの様々な分野の関係機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かして発達段階に応じた支援を行っていくことや、社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関の施設はもとより、子どもや若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談や助言、指導を行うことが必要とされている。

内閣府は、

- ・平成25（2013）年度まで、内閣府が指定した地方公共団体において子ども・若者支援地域協議会<sup>88</sup>の設置・運営モデルを形成し、その成果を全国に普及させることにより、協議会の設置促進・設置後の効果的な運営を図る、「子ども・若者支援地域協議会体制整備事業」を実施した。平成26（2014）年度は、地方公共団体の実情に応じてより効果的に子ども・若者支援地域協議会の設置促進を図るため、協議会が未設置の都道府県・政令指定都市を対象とした「子ども・若者支援地域協議会設置促進事業」を実施する。
- ・困難を有する子どもや若者に対する支援に携わる人材の養成を図るため、訪問支援（アウトリーチ）研修をはじめとする各種研修を実施している<sup>89</sup>。公的機関において相談業務に当たる職員に対して、総合的に支援するための法的仕組みや関係機関の役割などについて理解を深めることを目的とした研修を実施している。民間団体において相談業務に当たる職員に対しても、困難を有する子どもや若者の特性やその家族についての理解、支援方策についての学びを深めるとともに、継続した支援を行うための組織運営についても実践的に学ぶことを目的とした研修を実施している。
- ・支援に関する調査研究を行っている。平成25年度は、支援の実践事例分析など、今後の支援団体などの取組を充実させるための調査研究を実施した。平成26年度は、全国の地方公共団体における取組の実態を把握し、各地域における総合的な支援ネットワークの形成を促進するための調査研究を実施する。

88 「子ども・若者育成支援推進法」第19条で地方公共団体に設置の努力義務が課されている協議会。

89 「子ども・若者育成支援推進法」第18条では、国と地方公共団体は、人材の養成や資質の向上、体制整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとされている。

独立行政法人国立青少年教育振興機構は、ニートやひきこもり、不登校の子どもや若者に対する各種事業を実施している。

## COLUMN No.4

### 地域における子ども・若者支援のネットワーク

#### ①愛知県豊橋市

##### 1 概要

豊橋市では、平成22（2010）年11月「豊橋市子ども・若者支援地域協議会」を、平成23（2011）年4月には「豊橋市子ども・若者総合相談窓口」を設置し、社会的困難を抱える子ども・若者に対して総合的・包括的な支援を実施している。総合相談窓口には、不登校やひきこもり、発達障害など年間100件を超える様々な相談が寄せられ、多くの支援機関の協力のもと、その支援にあたっている。

##### (1) 関係支援機関との「顔と顔が見える関係づくり」

子ども・若者支援に関わる様々な分野の関係支援機関との連携関係を構築することを目的として「支援機関フォーラム」を開催している。“ざっくばらんな情報交換会”を通して、「顔と顔が見える関係」をコンセプトとした関係支援機関相互の連携が構築されている。

##### (2) ユースアドバイザーの活用による地域との連携

市民の中に子ども・若者への理解者を増やすことを目的として、市民向けに「ユースアドバイザー養成講習会」を開催している。その修了者は、「豊橋市ユースアドバイザー」として委嘱され、社会的困難を抱える地域の子ども・若者の総合相談窓口への誘導や地域における見守りなど、支援の一役を担っている。

##### (3) 近隣市町村との広域的な連携構築

高校生・大学生のように市域を越えて通勤・通学する子ども・若者への支援を充実させるため、豊橋市・豊川市・蒲郡市・田原市・浜松市・湖西市と愛知県・静岡県を構成団体とした「三遠子ども・若者支援ネットワーク会議」を設立した。子ども・若者支援についての情報交換や支援機関情報の共有、相談員のスキルアップなどを目的として、さらなる連携を深めていく予定である。

##### 2 効果

総合相談窓口が市民に周知されてきたため、多種多様な子ども・若者に係る相談が寄せられ

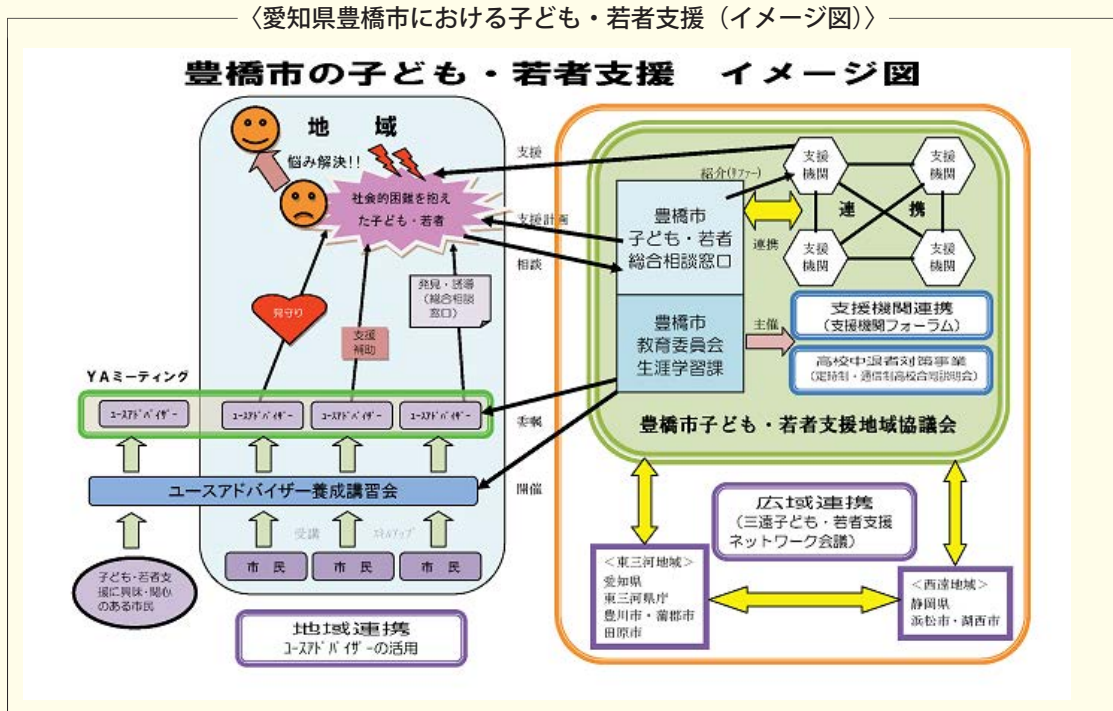
〈豊橋市子ども・若者総合相談窓口〉



〈支援機関フォーラム〉



るようになった。そして、地域協議会の取組を通じ、多くの関係支援機関との連携関係が構築されたため、多種多様な相談に対しても、その支援が可能な体制が整備されつつある。実際に、ユースアドバイザーからの誘導により、不登校生徒が総合相談窓口へ相談を寄せ、民間団体の支援を受け復学したケースや、家庭問題に悩む親子に対し、本人だけでなく家族も含めた支援により解決したケースなど、成功事例も多く生まれている。



## ②新潟県南魚沼市

### 1 概要

南魚沼市では、不登校、ニート、ひきこもりなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者（0歳から39歳）に対して、途切れのない支援を行うため、平成23（2011）年4月から教育委員会に子ども・若者育成支援センターを設置し、相談業務を中心に支援を開始した。また、平成24（2012）年4月から子ども・若者育成支援センターを調整機関とした南魚沼市子ども・若者支援地域協議会を設立し、地域ネットワークを形成して総合的な支援を実施している。

### 2 子ども・若者育成支援センターについて

#### (1) 相談業務

##### ・子ども支援（不登校・いじめ・問題行動）

市内の小学校・中学校に在籍する子どもやその家族を対象に、集団生活への適応、学校への復帰を支援。

##### ・若者支援（ニート・ひきこもり）

市内に在住する39歳までの若者を対象に、ニート・ひきこもりからの回復と社会参加を支援。

#### (2) 家庭教育支援の輪を広げる情報発信



市内の小学校を活動拠点とする「だんぼの部屋」を開設し、講座の開催、求めに応じて家庭を訪問して支援情報の提供や相談対応などの実施。

### (3) ユニバーサルデザイン支援事業

就学前の幼児と保護者を支援するため、保育園などの巡回訪問相談を行い、早期発見、早期支援と就学先への継続支援の実施。(平成26(2014)年度は他機関で実施予定)



### 3 子ども・若者支援地域協議会について

上記センターが調整機関となり、協議会へのリファラー機能を有することにより、年齢の区分けなく、さらには、家族も対象とした途切れのない地域ネットワークによる総合的な支援を実施している。

また、協議会の運営にあたっては、連携の取りやすい関係をつくりネットワークを活用した支援が実施できるようにするため、平成25年度に内閣府の「子ども・若者支援地域協議会の設置・運営モデル事業」のスーパーバイズ事業に参加した。

## (2) ニート等の若者への支援（厚生労働省）

厚生労働省は、ニートなどの若者の職業的自立を支援するため、各地域に「**地域若者サポートステーション**」(以下「サポステ」という。)<sup>90</sup>の設置を促進している。具体的には、緊急人材育成・就職支援基金の事業の一つとして、設置拠点を拡充(160か所、前年度比44か所増)するとともに、高校などとの連携を図り学校中退者への支援を行うとともに、一部のサポステでは合宿を含む生活面でのサポートと職場実習の訓練を集中的に行う**若年無業者等集中訓練プログラム事業**を行っている(第2-3-1図, 第2-3-2図)。サポステでは、以下のようなサービスの多くを無料で受けることができる。

- ・若者支援の専門家(キャリア・コンサルタントなど)による、一人一人に適切な支援メニューの作成や、必要に応じて外部の適切な支援機関や団体の紹介
- ・コミュニケーションスキルアップのためのグループワークや面接訓練といったプログラム
- ・職場見学や職場体験
- ・保護者を対象としたセミナーや個別相談

90 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/ys-station/>。全国のサポステの連絡先はニートサポートネットの一覧([http://www.neet-support.net/about/supportstation\\_4.html](http://www.neet-support.net/about/supportstation_4.html))を参照。